

教育課程行政における市区町村間の相互参照
— 茨城県内の英語教育政策を事例として —

青田庄真*

(2023年8月31日受理)

Referring policies between municipalities in curriculum administration:
An example of English education policies in Ibaraki prefecture in Japan

Shoma AOTA*

(Accepted August 31, 2023)

はじめに

本研究の目的は、茨城県内の市町村による英語教育政策を事例として、教育課程行政に関する自治体間の相互参照にどのような特徴が見られるのかを分析することである。

日本では、一般的には全国どこに居住していても同じ教育課程が編成されている。これは、学校教育法施行規則が授業時数等を、学習指導要領が教科の内容等を定めているためである。英語教育に関しては、たとえば、小学校の授業時数は2008年に改訂された小学校学習指導要領において高学年（5-6年次）で必修領域の「外国語活動」を年間35時間ずつ実施することが定められ、9年後の2017年に改訂された小学校学習指導要領において中学年（3-4年次）で必修領域の「外国語活動」を年間35時間ずつ、高学年で新教科「外国語」を年間70時間ずつ実施することが定められた。基本的には、こうした政府の方針変更に合わせて全国の小学校等における教育課程が見直され、これらに基づく教育課程が編成されている。

しかし一方で、今日の教育課程行政においては、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成するために活用することができる「特例」が拡充されているという現状もある。たとえば、2008年度から始まった教育課程特例校や、2022年度から始まった授業時数特例校などである。また、学習指導要領においても、「時間割を弾力的に編成」できることが総則に記載されているなど、必ずしも全国で一律の教育課程が編成されているわけではない状況も示唆される。

さらに、文部科学省が毎年度実施している「英語教育実施状況調査」では「外部試験」の受験者数や、それを通して取得できる資格の目標値の達成状況が各自治体に問われている。英語教育に関して、学校や自治体には学習指導要領の「外部」の事項も求められていると言える。加えて、2015年の

*茨城大学教育学部（〒310-8512 水戸市文京2-1-1：College of Education, Ibaraki University, Mito 310-8512 Japan）.

「生徒の英語力向上推進プラン」(文部科学省)に基づいて公表されることとなった各都道府県の「英語教育改善プラン」は、教育基本法に基づく政府の教育振興基本計画においても2018年の第3期以降で求められており、自治体をあげて「外部試験」関連の数値を改善することが要請されている。

以上を一例として、自治体や学校では英語教育について学習指導要領の内外で様々な取り組みが可能であり、求められてもいる。そのような中、各自治体は様々な創意工夫を凝らしながら教育課程行政に取り組んでいることが予想され、相互に情報交換等を行いながら、実施する施策の不確実性を減らしたり、効率的に運用するよう努めていると考えられる。その一方で、どのような自治体が他の自治体を参照しているのか、どのような情報を必要としているのかは必ずしも明らかではない。これらを分析することは、人員不足等の様々な困難を抱えている自治体を支援するためにも重要である。

1. 学習指導要領によらない特別の教育課程

先述のとおり、今日では学習指導要領によらない特別の教育課程を編成するための様々な特例が設けられており、各地で「先進的」な教育課程が編成されている。文部科学省（2023）はそれを次の5つに分類し、類型ごとに該当する制度名等を示している。

- (1) 教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等）
- (2) 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等）
- (3) 学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号、第55号、平成10年文部省告示第154号、平成16年文部科学省告示第61号）
- (4) 特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第138条等）
- (5) その他（平成27年文部科学省告示第127号）

類型（1）は研究目的の特例であり、研究開発学校等が該当する。研究開発学校は、1976年度に開始され、2000年度から学校の設置者が主体的に応募できるものとなった。指定期間は原則として3年間で、政府から資金援助を受けられる。類型（2）には、学校や地域が実態に応じて教育課程を編成できる制度が該当する。2008年度に開始された教育課程特例校や、2022年度に始まった授業時数特例校が該当する。教育課程特例校については、2003年度に始まった構造改革特別区域研究開発学校を前身としており、従来に比べて手続きが簡素化されたことが知られている。政府からの資金援助はないとされている。類型（3）には、いわゆる一貫校が該当し、一条校として知られる義務教育学校や中等教育学校に加え、「併設型小・中・高等学校」や「連携型小・中・高等学校」の学校群も含まれる。たとえば、このうち初等教育に関するものとしては、2016年4月1日に施行された改正学校教育法により、義務教育学校、中学校併設型小学校ならびに小学校併設型中学校

が制度化された。これに関して、同年3月22日の文部科学省告示第55号により教育課程基準の特例が定められ、学習指導要領によらない教育課程の編成が明示された。また、類型(4)に含まれるものとしては、特別支援学級や不登校児童生徒に対する特例があり、類型(5)には国際バカロレア認定校における特例がある。

2. 教育課程行政における相互参照についての先行研究

自治体間の相互参照を射程とした研究としては、伊藤(2002)が代表例である。伊藤は、動的相互依存モデルを提唱し、情報公開条例の制定要因等を分析している。動的相互依存モデルとは、「自治体が新たな政策課題に向き合い、自前の政策資源を用いて地方独自の新政策を生み出し、時には国政レベルで実現しない政策転換を成し遂げるメカニズムを明らかにする理論モデル」(伊藤, 2002, p.18)であり、内生条件への対応、自治体間の相互参照、自治体間の横並び競争等に着目して政策過程を分析するものである。本研究でそのモデル自体を参照するわけではないが、自治体間の相互作用が各自治体の政策採用に影響するという点は、教育課程行政においても示唆的である。なお、相互参照とは、「自治体が政策策定に際して、他の自治体の動向を参考にする行動」(p.21)とされる。

さらに伊藤(2006)は、相互参照の実態について景観条例を取り上げてより詳細な分析を行っている。分析にあたっては、排他的に弁別できるものではない可能性に言及しつつも、「日常」と「政策策定時」の2つの局面が着目された。仮説としては、(1) 近隣の自治体、(2) 同規模の自治体、(3) 同格の自治体が参照されやすいのではないかと3点であった(p.175)。分析の結果、日常的に他の自治体から情報収集を行う自治体は50.9%であり、政策策定時には84.2%であった。また、相互参照の対象としては、市区は市区を参照するケースが多い一方、町村が町村を参照する例は4割程度であり、町村は市区も含めて参照をする傾向が示された。参照先自治体の所在地としては、日常的には都道府県外が多い一方、政策策定時には都道府県内が多いという結果であった。参照先自治体の特徴としては、人口、予算規模、都市化度(第一次産業人口構成比)の類似性が指摘され、とりわけ都市化の度合いが同程度の自治体がモデルとされる傾向にあると結論づけられた。

教育分野においては、小泉・貞広(2012)が学級規模縮小政策を事例として取り上げ、「地域内のネットワークという地縁的結合に根差した相互参照の形態」(p.319)を指摘している。小泉・貞広は長野県内の自治体を対象として分析を行い、都道府県内の自治体をいくつかのブロックに分割した「地域」に着目した点が興味深い。一方、分析では実際の参照行動がほとんど明らかになっておらず、教育分野における市区町村の相互参照については不明点も多い。また、自治体内の教育課程行政で主な役割を担うのは多くの場合において指導主事と呼ばれる専門職であり、教育課程以外の領域とは参照行動も異なる可能性があり得る。このことについては、伊藤(2006)が複数の先行研究をもとに言及する、部局や部門、職階によって参照行動に違いがある可能性や、安藤・外川(2014)の指摘する事務区分によって参照先が異なることも符合する。

英語教育分野においては、青田(2019)が小学校の英語教育に着目して政策の波及を分析しており、その中で市区町村間の相互参照についても言及している。それによると、教育課程行政においても、市区が参照する自治体としては市区が多い一方で、町村が参照する自治体は市区や町村の

いずれの例も多く見られることが明らかとなった。さらに、同一都道府県内の自治体が参照されることが多いが、政令指定都市などの大きな自治体やマスメディア等にも取り上げられる「先進的」な自治体が参照される例も指摘されている。一方で、参照先がどのような自治体なのか、同じ都道府県内の場合、そのなかでもとりわけ空間的に近接する自治体なのかなど、依然不明点も多い。

教育課程行政の波及を議論する際、地域の中で特異とも言える取り組みをしている教育課程特例校やそれを所管する自治体は、被参照自治体として鍵を握っていることが想像される。教育課程特例校を網羅的に分析した研究としては、大桃・押田（2014）があり、全国調査に基づく全般的な動向や、事例調査に基づく具体的な教育内容が論じられている。また、青木（2011）は教育課程特例校の前身である特区制度を分析し、そのほとんどが小学校における英語教育の拡大のために用いられていることから、「規格化」という表現でその現象を論じている。さらに酒井（2023）は、同様に特区制度を対象として分析を行い、資料のより詳細な分析に基づき、一見規格化されているように見える特区の英語教育にも、実施学年や割愛された教科等の点で多様性が見られることを指摘している。これらの議論は、英語教育政策に関する相互参照を考えるうえで有益な情報源となるが、教育課程特例校といった特殊な位置づけにある学校や自治体の中での議論にとどまるものである。特例を用いて特殊な教育課程を編成している自治体と他の自治体の相互参照なども含め、これによってさらなる論点が浮上するとも言える。

3. 研究方法

3.1 リサーチ・クエスチョン

本研究では、茨城県内の市町村を対象として、各自治体でどのような英語教育政策が実施されているか、英語教育政策の検討にあたってどのような自治体を参照しているのかを分析する。分析に当たっては、次の3つのリサーチ・クエスチョンを設定する。

RQ1 市町村はどのような外国語教育施策を実施しているか

RQ1.1 市と町村では外国語教育政策の実施率は異なるか

RQ2 他の自治体から参照されるのはどのような自治体か

RQ2.1 自治体は同一地域内の自治体を参照するのか

RQ2.2 社会経済的に類似した自治体を参照するのか

RQ2.3 英語を専門とする指導主事の有無が参照先を変えるのか

RQ3 自治体はどのような点を参照したいのか

RQ1 は、参照の具体的内容を考察するための手がかりとして、各自治体が発行している施策を把握するために設定した。RQ2 は、先行研究における議論をもとに自治体の参照行動を具体的に分析するものであり、教育課程行政における自治体間の政策波及を議論するうえで重要なものである。また、RQ3 を通して、潜在的な参照行動、ならびに現状では行われていない参照行動を分析し、教育課程行政における相互参照の限界点や、相互参照に対する支援のあり方を検討する。

3.2 使用するデータ

以上を分析するために、本研究では、質問紙調査、聞き取り調査、政府が公表している公的な統計データの収集によって得られた3つのデータを用いる。

質問紙調査は、茨城県内の全ての市町村を対象として2023年3月に行った。茨城県には32の市と12の町村の計44の市町村がある。2024年度にはそのうち4つの市と2つの町が教育課程特例校を有している。また、茨城県は一般的に5つの地域（県北地域、県央地域、県西地域、県南地域、鹿行地域）に分けられる。教育に関してもほぼこれに対応する形で5つの教育事務所（県北教育事務所、水戸教育事務所、県西教育事務所、県南教育事務所、鹿行教育事務所）を有している。「ほぼ」と述べたのは、水戸教育事務所が管轄する市町村がやや広がっており、県央地域に加えて県北の2市町が含まれているためである。本研究では、茨城県内の地域として教育事務所が管轄する5つの地域を便宜上用いる。

質問紙調査は自記式の郵送法を用いて行われ、回収率は表1のとおり70.00%であった。市と町村を比較すると、市の方が回収率が高かった。また、教育課程特例校を有する自治体については6つのうち5つから回答が得られた。回収率としては、従来の調査と比較しても高い値であると言える。本研究で、茨城県内の自治体を対象とする全数調査を行った理由としては、主として2点である。第一に、青田（2019）等の従来の研究では全国の自治体を対象とした抽出調査が行われていたが、自治体間の相互の参照関係を分析するためには全数調査が望ましいこと。第二に、都道府県内の地域について分析する上では、必要に応じて訪問することが容易な自治体に限定することである。なお、茨城県内の市町村は44であるが、うち4つに住所データの欠損があったため、対象から除外された。調査票の主な内容としては、自治体として実施している施策を選択する部分と、今後参照したい事項等についての自由記述の部分からなる。

表1 質問紙調査の回収率

	送付数	回収数 (%)
市	29	22 (75.86%)
町村	11	6 (54.55%)
計	40	28 (70.00%)

聞き取り調査は、上記の質問紙調査で得られた情報を補う目的で、質問紙調査に回答があった自治体から計3つの自治体に対して2023年8月に行われた。うち1つは教育課程特例校を有する自治体であり、残り2つは教育課程特例校は有していないものの多くの自治体から参照されている自治体である。聞き取り調査にあたっては、実際に当該自治体を訪問し、英語教育の担当者と直接面会して行うとともに、可能な範囲で資料等を参照させてもらった。なお、調査対象は今後拡大していく予定である。

政府が公開している統計データとしては、伊藤（2006）を参考に人口、外国人人口率、歳出総額、歳出総額に占める教育費割合、第三次産業就業人口率、の5つを採用した。データの出所はすべて

総務省の「令和3年度市町村別決算状況調」である。このうち、外国人人口率は地域の国際化の度合いを簡易的に推し量る指標として採用した。国際化の度合いが近似する自治体が参照先として選ばれるのではないかとという仮説に基づくものである。歳出総額に占める教育費割合については、自治体が教育に力を入れているかを示す指標として採用した。特に経費を要する施策については、回答者と比較して豊富な資金を教育に投入している自治体をモデルとすることは困難であると予想されるため、この指標についても近似する自治体が参照先として選ばれるのではないかと考えられる。

4. 結果と考察

4.1 市町村はどのような外国語教育施策を実施しているか

まずは、市町村が学習指導要領の内外で実施している施策についての結果である（表2）。複数選択可で、自治体として実施している全ての施策を選択してもらった。多くの自治体を実施しているものとしては、「1 指導計画（や指導案）作成」、「6 自治体によるALTの配置」、「8 幼稚園等での英語教育支援」、「10 独自に英語の教員研修を実施」、「11 国外に姉妹都市を締結」、「15 英語のeラーニング教材を契約」、「19 英語検定試験の受験料補助（児童生徒）」、「22 英語力向上を目的としたイベントの開催」、「23 児童生徒の海外派遣（中断中の場合も含む）」などであった。

市と町村とで大きく数値が乖離しているもののうち、市の数値が高いものとしては「10 独自に英語の教員研修を実施」があり（42.42ポイントの差）、町村の数値が高いものとしては、「19 英語検定試験の受験料補助（児童生徒）」があった（46.97ポイントの差）。教員研修については、教育公務員特例法等によって規定されている都道府県、政令指定都市、中核市を除いて、市には実施義務は課されていない。2023年8月現在、茨城県において政令市は0件、中核市は1件であることを踏まえると、教員研修を行う義務がない市部においても過半数が教員研修を実施しているのは興味深い点であると言える。児童生徒向けの英語検定試験の受験料補助については、規模の小さな自治体で実施率が高くなっている。考察の域を出ないが、規模の小さな自治体では補助金額が小さくなるため、予算を確保するためのハードルが低くなっていることや、受験のために遠方の会場まで出向く必要があることから受験自体を積極的に促進する必要性に迫られていることなどが考えられる。

表2 自治体が実施している外国語教育に関する施策

選択肢	市		町村		合計	
1 指導計画（や指導案）作成	10	(45.45%)	2	(33.33%)	12	(42.86%)
2 授業スタンダード作成	3	(13.64%)	0	(0.00%)	3	(10.71%)
3 その他の教師用マニュアル作成	3	(13.64%)	1	(16.67%)	4	(14.29%)
4 教師用の表現集の作成	2	(9.09%)	0	(0.00%)	2	(7.14%)
5 県によるALTの配置	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)
6 自治体によるALTの配置	22	(100%)	6	(100%)	28	(100%)
7 追加の授業時間の確保	3	(13.64%)	0	(0.00%)	3	(10.71%)
8 幼稚園等での英語教育支援	16	(72.73%)	3	(50.00%)	19	(67.86%)
9 保育所等での英語教育支援	5	(22.73%)	2	(33.33%)	7	(25.00%)

10	独自に英語の教員研修を実施	13	(59.09%)	1	(16.67%)	14	(50.00%)
11	国外に姉妹都市を締結	7	(31.82%)	2	(33.33%)	9	(32.14%)
12	英語の独自教材を作成	3	(13.64%)	0	(0.00%)	3	(10.71%)
13	英語の独自問題集を作成	1	(4.55%)	0	(0.00%)	1	(3.57%)
14	自治体が英語教材を購入	1	(4.55%)	0	(0.00%)	1	(3.57%)
15	英語のeラーニング教材を契約	7	(31.82%)	2	(33.33%)	9	(32.14%)
16	英語の独自学力テスト実施	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)
17	民間企業の英語テストを実施	5	(22.73%)	0	(0.00%)	5	(17.86%)
18	英語以外の外国語教育	1	(4.55%)	0	(0.00%)	1	(3.57%)
19	英語検定試験の受験料補助（児童生徒）	8	(36.36%)	5	(83.33%)	13	(46.43%)
20	英語検定試験の受験料補助（教員対象）	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)
21	スピーチやディベートに関するイベント	5	(22.73%)	1	(16.67%)	6	(21.43%)
22	英語力向上を目的としたイベントの開催	9	(40.91%)	2	(33.33%)	11	(39.29%)
23	児童生徒の海外派遣（中断中も含む）	7	(31.82%)	2	(33.33%)	9	(32.14%)
24	教員の海外派遣（中断中も含む）	2	(9.09%)	0	(0.00%)	2	(7.14%)
25	外国にルーツを持つ児童生徒への予算	2	(9.09%)	0	(0.00%)	2	(7.14%)
26	その他	1	(4.55%)	2	(33.33%)	3	(10.71%)

Note. カッコ内はそれぞれの実数を回答数で除したものであり、回答数は市が22、町村が6、合計が28である。太字は本文中で言及した項目。「6 自治体によるALTの配置」については、聞き取り調査の結果等に基づいて数値を修正した。

4.2 他の自治体から参照されるのはどのような自治体か

それでは、以上のような英語教育政策を検討・実施するにあたり、自治体はどのような参照行動を行っているのだろうか。アンケート調査では、外国語教育を検討する上で回答者が参考に行っている自治体を3つまで記入してもらった。その結果、18の自治体によって計39の自治体があげられた（付録A）。付録Aは、参照元から参照先に矢印を引いて参照関係を表現したものであり、文字通り相互に参照しあっている場合には両矢印を付している。なお、参照先として県外の自治体が3件含まれたため、以後の分析ではそれらを除外した36件を分析対象とする。複数の自治体から参照先として挙げられた自治体は7つあり、最多が6件の被参照、次いで4件の被参照が2市であった。参照先の自治体の区分として、町村は1件であり、ほとんどが市という結果であった。

次なる疑問としては、参照先はどのような自治体が多いのかということである。近隣の自治体が多いのだろうか。それとも、何か他に要因があるのだろうか。

先述のとおり茨城県を5つの地域に分け、それらの内外で参照先の自治体がどのように選ばれているのかを見てみよう。分析の結果、5つの地域のうち自身が属する地域内の自治体に対する参照が24件、地域外の自治体が12件であった。また付録Aより、複数の自治体に関連するネットワークが形成されている部分を見出すことができる。参照先としては「地域」内の自治体が3分の2を占めるという結果から、県内でもとりわけ近隣の自治体の動向がより参照されている実態が示唆される。これについて、聞き取り調査で興味深い情報が得られた。自治体Aの担当者によると、普段から個人的に仲の良い指導主事が近隣の2つの自治体におり、事あるごとに情報交換をしていると

いう。この担当者の発言にあるように、各自治体で英語教育を担当しているのは多くの場合において指導主事であり、その前職は多くが学校教員である。前職で同じ地区で同じ教科を担当してきた指導主事であれば、他の指導主事と個人的な縁故がある可能性が高くなることは想像に難くない。そういう意味で、教育課程行政の相互参照の特徴として、前職に関係する縁故をもとに行われるという点があげられる。

一方で、3分の1が地域外の自治体であり、地域外を参照している自治体も決して例外ではない。地域外からの参照に関しても縁故によるものもあり得るが、近隣の場合よりも視察等のハードルが高くなるため、目的をより明確に持って参照している可能性が高くなるのではないかと思われる。したがって、参照行動が先進的な取り組みを認知していることによるものだとすれば、その先進性を判断したり、その情報が得られる立場にある必要が出てくる。地域外から複数の自治体に参照されている自治体としては、教育課程特例校を所管しているもの、メディアに取り上げられた教員がいるもの、過去に特例を受けていたものなどがあげられる。ここで、指導主事の専門分野について質問紙調査の回答を見てみよう。

参照先についての回答があった18自治体のうち、英語を専門とする指導主事は10自治体に存在しており、そのうち6名（60.0%）が地域外の自治体を1つ以上記入していた。英語を専門としない指導主事については、8名のうち3名（37.5%）が地域外の自治体を1つ以上記入していた。数が少なく担当者の個人差も考えられるため断定的なことは述べられないが、当該教科を専門とする指導主事がいることにより、地域外の自治体に対しても参照が及ぶようになる傾向が示唆される。先述の聞き取り調査結果と一見矛盾する議論のようにも見えるが、両者は共存し得る。つまり、当該教科の指導主事がいることにより個人的な縁故による情報収集と、先進的な自治体に対する情報収集の両方が行われる可能性が示唆される。

次に、参照元と参照先の自治体の社会経済的な状況を比べてみよう（表3）。先述のとおり、市が町村を参照する事例は少ないため、基本的には自身よりも規模の大きな自治体が参照先であることが予想される。基本的にはその予想が支持されるものの、人口と歳出総額では参照元と参照先の間には有意な相関が見いだされなかった。つまり、必ずしも参照元の規模が大きいほど参照先の規模も大きくなるわけではないと言える。一方で、産業構造、外国人割合、教育費割合に関しては中程度以上の相関が見られた。つまり、参照先の自治体を選ばれる際には、単に人口や歳出の規模の大きさよりもむしろ、都市化や国際化の度合い等が類似しているかどうかに関係していると考えられる。

表3 参照関係にある自治体の社会経済状況

	参照元平均 (SD)		参照先平均 (SD)		<i>r</i>
人口 (人)	67,215.72	(59,116.19)	114,122.72	(88,726.55)	-.014
歳出総額 (円)	32,393,170.97	(28,101,041.33)	53,498,679.78	(41,582,110.09)	-.003
第三次産業比率 (%)	63.61	(8.62)	67.16	(8.49)	.296
外国人割合 (%)	2.27	(1.88)	2.34	(1.62)	.429
教育費割合 (%)	12.06	(3.05)	11.38	(3.40)	.184

Note. *n*=36.

4.3 自治体はどのような点を参照したいのか

最後に、自治体がどのような点を参照したいのかについて、調査票の自由記述の回答を分析する。調査票では2通りの尋ね方をしており、一方が「英語教育に関して、他の自治体担当者に聞いてみたいことはありますか。ある場合は具体的に教えてください」、もう一方が「英語教育の全国的な動向に関してお知りになりたい事項はございますか。」である。前者については14件の回答が得られ、後者については11件の回答が得られた。前者の主な内容としては、教員研修4件、専科を含む教員配置2件、小中連携2件、デジタル教科書2件、授業中の活動2件、その他2件であった。後者の主な内容としては、デジタル教科書4件、外部試験3件、教員配置1件、授業中の活動1件、その他2件であった。実際に実施されている例も多い教員研修や外部試験など、実施している自治体を認知することができれば、有益な情報に容易にアクセスすることができる事項も少なくないと言える。また、小中連携に関しても、茨城県内に義務教育学校や併設型小・中学校を所管する自治体があり、小中一貫のCAN-DOリストを作っていることを調査票の自由記述欄に記載している自治体も存在する。デジタル教科書の利用状況や利用事例については、今回の質問票には明示的には含まれていなかったため、今後の課題である。

おわりに

以上の分析結果をリサーチ・クエスチョンに沿ってまとめる。

まず、「RQ1 市町村はどのような外国語教育施策を実施しているか」について述べる。これについては、「自治体によるALTの配置」のようにほとんど全ての自治体を実施している施策もあれば、町村に比べて市が実施している「独自の英語教員研修」や、市に比べて町村が実施している「英語検定試験の受験料補助」などが見られた。

次は、それらを実施する上で行っていると考えられる相互参照である。「RQ2 他の自治体から参照されるのはどのような自治体か」への回答としては、まず参照元が属する地域内の自治体が主な参照先である。次に、教育課程特例校を有しているなど、対外的に取り組みが認知されている自治体も参照先となる。参照先の自治体の社会経済的特徴としては、規模よりも都市化や国際化の度合いが参照元と類似していることが示唆される。加えて、前職に関係する縁故も相互参照先を決定する要因の一つであると考えられる。

最後に、自治体が参照したい点としては、教員研修や小中連携を始めとして県内の複数の自治体が既に実施している施策が多く挙げられた。実施している自治体が認知されることで、相互参照が活発化すると考えられる。とりわけ、当該教科を専門としない担当者がこうした情報に容易にアクセスすることができれば、教育課程行政がより円滑になるのではないかと考えられる。

以上を総合すると、各自治体では学習指導要領の内外で創意工夫を凝らして教育課程行政が行われているものの、それらが必ずしも他の自治体に参照されていない場合もある。とりわけ近隣の自治体における、知りたい施策に関する情報が整理され、各自治体間で共有することができれば、多くの教育課程行政担当者の業務負担を減らせるのではないかとと思われる。

本研究の主な課題としては、聞き取り調査を十分に実施・分析できなかった点である。質問紙調査の回答はあくまでも表面的なものであり、実際の施策の内容や、相互参照の方法など、推測の域

を出ない部分もあった。今後は、より多くの自治体から回答についてのより詳細な情報を収集し、相互参照をもとに教育課程に関する政策を形成していく場合のプロセスや、逆にあえて相互参照をせずにイノベーションを起こす自治体の様態について明らかにしていくことが求められる。

謝 辞

貴重な時間を割いて質問紙調査ならびに聞き取り調査にご協力くださった、茨城県内の教育委員会関係者の皆さまに感謝申し上げます。

本研究の一部は、JSPS科研費（課題番号：21K00718，研究代表者：青田庄真）の助成を受けて行われました。

引用文献

- 安藤克美・外川伸一. 2014. 「自治体政策過程における相互参照：相互参照先に関する考察を中心として」『日本都市学会年報』47, 81-88.
- 青木純一. 2011. 「構造改革特区，教育分野の『規格化』とその背景：自治体の自発性や地域の特性に着目して」『日本教育政策学会年報』18, 40-52.
- 青田庄真. 2019. 「必修化以前にみる小学校英語教育の波及：地方分権化時代の自治体における教育内容・条件整備」*Language Education and Technology*, 56, 211-240.
- 伊藤修一郎. 2002. 『自治体政策過程の動態：政策イノベーションと波及』（慶應義塾大学出版会）.
- 伊藤修一郎. 2006. 『自治体発の政策革新：景観条例から景観法へ』（木鐸社）.
- 小泉一磨・貞広斎子. 2012. 「市町村における学級規模縮小政策の政策形成と政策参照：長野県下自治体における30人規模学級編制事業を事例として」『千葉大学教育学部研究紀要』60, 315-319.
- 文部科学省. 2023. 「特別の教育課程の編成を認める制度」https://www.mext.go.jp/content/20220531-mxt_kyoiku02_100003066_005.pdf（最終閲覧2023年8月31日）.
- 大桃敏行・押田貴久. 2014. 『教育現場に革新をもたらす自治体発カリキュラム改革』（学事出版）.
- 酒井秀翔. 2023. 「自治体独自の外国語教育カリキュラム政策：2000年代の構造改革特区における事例に着目して」*KAKE Journal*, 37, 141-154.

付録A



